

「浦島子」訓読管見

林 晃 平
(苦小牧駒沢大学教授)



今日、浦島太郎と呼ばれている浦島伝説の主人公は、古代の漢文資料などの中では「浦島子・浦嶋子・浦嶼子」(以下では一括「浦島子」のみ)と表記されていた。そして、この人物を平安時代の和歌では「浦島の子」と詠んでいた。しかし、近年の注釈書では「浦の島子」と読むことが多くなってきている。

たとえば『万葉集』では、題詞に「水江浦嶋子」とあるものを新日本古典文学大系2『萬葉集』二(2000)では「^{みづのえ}水江の浦の^{うら}島子」と訓読し、長歌本文でも同様である。ただし、この訓読に対する説明はない。これ以前『萬葉集釋注』五(伊藤博校注、1996)は、同様に訓読することに関し、語釈で「原文「水江浦嶋子」は普通「水江

の浦島の子」と読まれている。他の文献に略して呼ぶ場合「島子」と称しているので、頭書のように読む説（『古典全集』）に従う。」と述べる。この読みの淵源は日本古典文学全集3『萬葉集』二（1972）にあるようである。もつとも、この校注者の関与した書物では、既に新潮日本古典集成（1978）、新編国歌大観二（1984）の新訓、そして角川文庫『万葉集』上（1985）などにもこの訓が見られる。

一方、和歌文学大系2『万葉集』二（稻岡耕一著、2002）では「水江の浦島子」と訓読表記し、長歌本文の漢字表記は「浦島児」「浦島子」と、底本である西本願寺本に基づいて両様であるが、ともに「うらしまのこ」と振り仮名を施している。これについて、脚注では「水江の浦島の子と訓む注釈書が多いが、丹後風土記に「筒川嶋子」とあり、筒川の嶋子と呼ばれているのを見る。筒川の属する与謝半島東部の伝承では島子、水江という湖のある同半島西部の伝承では浦島子、浦島と呼んだらしい。（古典大系書紀）。後者による。」と、日本古典文学大系67『日本書紀』上（1967）の訓を採用したことを示唆する。^{*1}

しかし、『日本書紀』の訓も、新編日本古典文学全集3『日本書紀』2（1996）では、根拠は未詳ながら「水江浦島子」と訓じている。^{*2}

まだこの他にも「浦島子」に対して提示されている訓はある。『群書解題』第一（1961）では『浦島子傳』を「ウラシマシデン」、『續浦島子傳記』を「ショクウラシマシデンキ」と訓じていて^{*3}、鑑賞日本古典文学2『日本書紀／風土記』（1977）では「水江の浦嶋子」と訓読表記し「の」字を入れないでウラシマコと訓じていて^{*4}。そうした多くの訓がある中で、近年において「浦島の子」から「浦の島子」へと動いていった理由は何なのであろうか。本稿では、この「浦島子」の訓に焦点を絞って問題点を整理し、卑見を述べることにする。

【一】

『萬葉集釋注』が「説」と述べた『古典全集』には、どう記されていたのであろうか。日本古典文学全集版『萬葉集』には「水江の浦島子」と訓読表記されているが、頭注には何もその説明がない。しかし、巻末付録「人名一覧」の「水江の浦島子」の中で「雄略紀」二十一年の条には、「丹波国余社郡筒川の人、瑞江浦嶋子」とあり、逸文『丹後風土記』には、「水江浦嶋子」の他に、「筒川嶋子」とも単に「嶋子」ともある。「風土記」に見える歌に「宇良志麻能古」とあることから、一般には「浦島の子」と呼ばれているが、歌は後に生まれたものとみて、「浦の島子」と呼ぶことにする。」と記されている。この説は、改訂された完訳日本の古典4『萬葉集』三（1984）では、「浦島子」の脚注として「逸文『丹後風土記』にはこの浦島子説話にまつわる五首の歌が収められているが、それらには「宇良志麻能古」と書かれており、これによつて一般に「浦島の子」と呼ばれているが、同書には「筒川嶋子」「嶋子」ともあり、これを尊重し、ウラノシマコと読む。」と簡略に記されるようになる。そして、新編日本古典文学全集7『万葉集』二（1995）でも「浦島子」の頭注に踏襲され、さらに途中に「これを引いた『釈日本紀』『古事談』などにも「嶋子」「島子」とあるのを」という文も追加されている。^{*5}

これらによれば、訓読の根拠は「島子」という語句が存することである。それは『釈日本紀』が引く『丹後國風土記』逸文の他に、『古事談』所収の浦島伝説本文などにも見られる。^{*6}確かにこれらからは「浦島（ウラシマ）」という語句の繋がりに対する疑問が提示される。しかし、そうであつたからといってウラノシマコと訓ずべき根拠と

しては些か心もとない。またこれらには「島子」の訓が如何なるものかは示されていない。根拠の一つであった「歌は後に生まれたものとみて」という文は後には一時省かれているが、その歌謡が「後に生まれた」というその時期が明確でない限り、一字一音の万葉仮名で記されている付載歌謡の方が「訓読」の根拠としてはまだ確かなものといえよう。また、ウラノシマコと訓ずる限りは本文と歌謡との訓の齟齬についての解決がはかられなければならない。

ゆえに『萬葉集注釋』巻第九（澤瀉久孝著、1971）が「水の江の浦島の子」の語釈として「風土記には「水ノ江」浦ノ嶋子」と訓まれるように見えるが、その歌には「美頭能睿能 宇良志麻能古我」とあり、この歌としては、題詞の條でのべたやうに、水江を氏とし浦島を名とし、子は愛稱として、ウラシマノコと訓むべきである。とする考證の方が論理的には無理がないと思われる。

【二】

では、そのウラシマノコという訓はいつごろまで遡ることができるのか。仮にこの歌謡のみが後補されたとしても、尊經閣文庫蔵写本において見る限り、既に『釈日本紀』に引かれた時点では「丹後國風土記曰」として歌謡も含め一文で改行もなく引用されている。そして、その本文には校合の跡も見られる。この歌謡はかなり早くから風土記の本文と一体化して書き写されていたとみてよいのではないか。他にこの「浦島子」が仮名書きされた、あるいは訓読された例はないのか。残念ながら確実な古代の訓読された例を見出すことができないでいる。

『続日本後紀』卷第十九に嘉祥二年（849）に興福寺大法師たちが仁明天皇の四十賀に奉つた長歌が収載されるが、その中に「浦島子」という語句を含む次のようなものが見られる。

澄江能 淵爾釣世志 皇之民 浦島子加 天女 釣良札来弓 紫 雲泛引弓 片時爾 将弓飛往天 是曾此乃
常世之国度 語良比弓 七日経志加良 無限久 命有志波此島爾許曾 有介良志 （すみのえの ふちにつ
りせし きみのたみ うらしまのこが あまつめに つられきたりて むらさきの くもたなびきて ときの
まに ゐてとびゆきて これぞこの とこよのくにと かたらひて なぬかへしから かぎりなく いのちあ
りしは このしまにこそ ありけらし）

（5—351—4、以下、引用の和歌は、特に示さない限り新編国歌大觀により、卷数—歌集番号—歌番号の順で出典を算用数字で記し、引用者の側で傍線を付した。）

原文には付訓がないので、新編国歌大觀では担当者の施したウラシマノコという訓を載せているが、当時実際にどう訓読したのかは未詳というべきであろう。しかし、訓読とおぼしき例がさらに時代は下がると一例ある。『日本紀竟宴和歌』下巻に見られる天慶六年（943）の竟宴和歌で、大江朝望の詠歌である。

得浦島子

少納言兼侍従五位下大江朝臣朝望

宇羅志麻能 許許呂児加奈布 都摩遠衣天 加米野世波比遠 東裳児曾部氣留

（5—254—53）

これには次の様な訓読と左注が付属している。

うらしまのこころにかなふつまをえてかめのよはひをともにそへける

わかたけの天皇のみよに、丹波のくによさのこほりのつかはのひと、みづえのうらしまのこ、ふねに

のりてつりするときに、おほいなるかめをえたり、そのかめ、をむとなれり、うらしまのこめでて、これをめとして、ともにわたにいりて、とこよのにくにいたりて、ひじりにあふといへり、とこよとは、蓬萊、ひじりとは仙をいふ

『日本書紀』の講筵であるがら雄略天皇二十二年の「瑞江浦嶋子」と記された記事を踏まえての詠歌といえよう。新編国歌大観付載の解題によれば「各竟宴時点では平仮名書きの歌や左注は存しなかつたと思われる」と記されているが、これらから当時の講筵の内容を窺う一端とはなりえる。この和歌によって、天慶六年の時点では「浦嶋」はウラノシマとは訓読されていなかつたといえよう。それを裏付ける和歌の存在もある。『後撰和歌集』卷第十五・雜一にある中務の詠歌である。

元長のみこのすみ侍りける時、てまさぐりに、なにいれて侍りけるはここにかありけん、したおびしてゆひて、又こむ時にあけむともののかみにさしておきていで侍りにけるのち、つねあきらのみこにとりかくされて、月日ひさしく侍りてありし家にかへりて、このはこをもとながのみこにおくるとて

中務

あけてだに何にかは見むみづのえのうらしまのこを思ひやりつつ

(1-02-1104)

この詞書に記された常明親王が天慶七年に薨じていていることから、先の竟宴和歌とは同時代と見てよいであろう。元長親王と常明親王との愛情の狭間のトラブルからやつと戻った家で元長親王の箱を見つけた中務は、今はその中を確かめることもなく持ち主に送り返そうとするのである。家に戻ったことと箱とから浦島子の伝説を想起して箱に添える詠歌に取り込んだのである。木船重昭氏は『後撰和歌集全釈』(1988) の中で「みづのえ」は「水の江」

と「見つ^みの縁^え（かつて契つた縁）」を掛けていると指摘する。^{*}

中務にはもう一つ『拾遺和歌集』（『拾遺抄』81）にも「浦島子」が登場する詠歌がある。

（題不知）

中務

なつのよはうらしまのこ^がはこなれやはか無くあけてくやしかるらむ
(1—03—122)

この和歌も前歌と同様に箱を詠んでいることから、明らかに『万葉集』や『丹後国風土記』逸文の内容のようない浦島伝説を前提としている。そしてその伝説の主人公の名をウラシマノコと認識しているのである。この他に同時代の和歌が三首見られる。まず次の『九条右大臣集』に二首ある。

すけなりがむすめに

秋のよのあけてののちのくやしきはうらしまのこ^がはこにやあるらむ

返し

ふりにけるうらしまのこにたとふればかへりこしてふこころなりけり
(3—44—21、22)

この贈答歌は、贈歌は中務の拾遺歌に通じ、返歌は後撰歌に通じるものがある。なお、伝説のこの趣は、同じ歌集の次の歌にも影を落としていると思われる。

あい宮の御五七日のず経に、御ぐしのはこにいるる

夢かとてあけてみたれば玉くしげ今はむなしきみにこそありけれ
(3—44—71)

さて、もう一首は『海人手古良集』にある。

限りなきよはひをのぶるうらしまのこのたまくしげのどけしや君
(3—49—81)

これは「いのり」という題の後に続く九首の中の一首である。この一連の歌にはさざれ石、鶴、亀、爛柯、桃など神仙長寿の素材が詠み込まれている。それらに混じって浦島の長寿が歌われており、また「のどけしや君」とあることから、ここで浦島の意味合いは『万葉集』などに歌われたものとは別の、『続日本後紀』の興福寺の僧侶たちのような長寿祝賀の詠歌である。

『九条右大臣集』の作者藤原師輔は、延喜八年（908）に生まれ、天徳四年（960）に五十二歳で薨じた。『海人手古良集』の作者藤原師氏は、延喜一三（913）生まれ、天禄元年（970）に五十八歳で薨じている。ともに同じ時代の人物である。

さて、これら以外に同時代またはそれ以前の和歌として興味深いものが二首『古今和歌六帖』にある。その一首は第五帖の題「たまくしげ」にある次のもの。作者表記はない。

みづのえのうらしまのこがたまくしげあげざらませばいもにあひなまし

(2—04—3149)

これは『丹後國風土記』逸文の末尾にある「時後人追加」の歌謡一首のうちの一首「美頭能睿能宇良志麻能古我多麻久志義阿氣受阿理世波麻多母阿波麻志遠」とは若干の語句の相違はあるものの、この歌謡を仮名書きしたものと見なしてよいだろう。あの『風土記』の歌謡がこうして『古今和歌六帖』に採録されていることをどう理解したらよいだろう。『風土記』の本文の流布に思いをいたすべきなのか、はたまた「時後人」の歌謡が『風土記』とは別個に独立して普及していたと見るべきであろうか。

もう一首は、第三帖にある「ふね」という題で三十首ある中の一首で、「さみませい（沙弥滿誓）」とあるもの。

みづのえのうらしまのこがつり舟もおなじうらにぞ三とせこぐてふ

(2—04—1819)

満誓は、生没年は未詳ながら大伴旅人や山上憶良との交流のある奈良時代の歌人、万葉歌の作者とされる高橋虫麻呂とも時代的に重なる。^{*8}また、『風土記』編纂の時期とも重なる。満誓の和歌であるという確証はないが、この『古今和歌六帖』の成立時には満誓の作という情報もあったのであり、この和歌がそうした古い時代性を示す和歌と見られたのであろう。なお、この和歌の「おなじうらにぞ三とせこぐてふ」という表現は他に類例がなく、『風土記』にある「既逕三歳」や万葉歌に見られる「三歳之間」という滞在期間とは関わるものかも、これだけからはにわかには判断できない。

こうしてみてみると、平安時代十世紀の和歌の世界では、ウラシマノコという訓は定着していたといえるだろう。そして、この時期は『万葉集』に梨壺の五人によつて古点が施された時期とも重なる。先の竟宴和歌が示すように恐らくはその古点でも「浦島子」はウラシマノコであつたろう。もちろん、この古点が『万葉集』の当初からの訓読を示すとはいきれない。また、それが『風土記』訓読と同じものともいいきれない。

【二】

では、『風土記』においては、「浦嶋子」をどう訓読すればよいのであろうか。新日本古典文学全集（植垣節也校注、1997）では、「水江の浦の嶋子」と訓読表記し、さらに近年、古代文献を読む会によつて詳細な注釈が施された『風土記逸文注釈』（2001）において、同じ校注者によつてその理由も詳しく記されている。まず、「嶋子」の語釈で「この書き方からいえばシマコ。ただし、文末の歌謡に「美頭能睿能 宇良志麻能古賀」とあつて、ウラシ

マノコ。一方に決定しがたいが、本稿ではウラノシマコを探つておく。（後述）と述べる。この「後述」は後の「水江浦」の語釈を指すらしく、そこでは主人公の名は「筒川の嶼子」であった。ここで、「所謂（世間でいうところの）水江の浦の嶼子である」と言つてゐる。すなわち、筒川は生まれた地名に過ぎないが、「水江の浦の嶼子」という呼び名には特別な称辞の感情がこもつてゐることを示す。

と述べ、栗田寛『古風土記逸文考証』が伴信友説として掲げる「浦の島子と唱ふべし」という文章をそのまま引用している。そこで伴信友が説く根拠の要点は次の二つである。

風土記には「筒川嶼子、嶼子」とだけ記し、次に「所謂水江浦島子也」とする

浦島子伝、扶桑略記、続伝略抄などにも「島子」とある

これによつて万葉に「浦島子」とあるものは「浦の島子」とよむべきという。これは『古典全集』の「説」と同じである。しかし、信友は「然るに此紀の歌に、宇良志麻能古ウラノシマコとあるは能字を錯置たるか、又歌詞なれば、調のさまにてさもよみけむ」としてゐる。矛盾の解決は、「能」文字の位置の錯誤か、歌のことばなのだから調子を勘案してそう詠んだものか、と述べるにどまり、ともかくも「万葉の歌なるは、浦の島子とよまるる也」と説く。確實にウラノシマコと訓読すべき根拠はやはり薄弱なのである。

このウラノシマコという訓は論議の余地のない自明の理なのだろうか。たとえば『古代社会と浦島伝説』上（水野祐、1975）では、歌謡の訓読を認め、「相当に古い時代から「水の江の浦島の子」という呼び方が、一般に行わっていたことは推察できる」としながらも、『風土記』本文によつて「オリジナルには「浦島の子」と読むのではな

かつた」と次のように述べる。

(前略・『風土記』の)伝説の本文ではしばしば、嶼子という名で主人公のことを語つてゐるので、浦島の子ではなくて、筒川の嶼子、もしくは浦の嶼子というのが本来の呼び方であつたことは疑いの余地がない。そして『丹後國風土記』につづくこの伝説主人公に関する文献としての、『浦嶋子伝』でも「嶼子」と記しているし、また『続浦嶋子伝記』でも「嶼子」としてゐるので、これらの文献に見える「浦嶋子」「水江浦嶋子」とある個所は、「浦島の子」「水の江の浦島の子」と読むのではなく、「浦の島子」「水の江の浦の島子」と読むのであることは明確である。

(第一節 「伝説の主人公の姓名」一二六頁)

つまり本文に「嶼子」とある故に「浦の嶼子」なのである。しかし、これだけでは「嶼子」が「シマコ」と読まれたという証拠にはならない。他に例えばシマノコと読まれた可能性も否定できないのである。

こうした中で、最もこの名義論に説明を加えているのは、『玉手箱と打出の小槌』(浅見徹、中公新書・1983)である。そこでは、『風土記』の万葉仮名の歌謡からミヅノエノウラシマノコ以外のよみかたはありえないと述べながら、『万葉集』や『続浦島子伝記』の例を挙げ、

通説の「ミヅノエノウラシマノコ」以外にも、たとえば、小学館日本古典文学全集『万葉集』のように「ミヅノエノウラノシマコ」というよみかたは、理窟としても可能であり、かつ、「島子」という『丹後國風土記』以下の呼び方は、このよみを支える根拠となるのである。(第一章・浦島物語の諸相「主人公の名」一二〇頁)

と述べ、さらに「この男は、原初的には“水江の浦”に住む“シマ”と呼ばれていた人物である可能性が高い」とし、奈良時代までにかなり長い伝承の期間を経てウラシマノコと変わってきたと考え、「主人公の名は、本来、ミヅ

ノエノウラノシマであつて、シマシ、またはシマコと呼ばれていたが、のち、ウラシマノコとなつたと考えられる。」と述べている（同・二二頁）。

だが、こう説かれるところのこのウラノシマコという訓読は可能なのだろうか。そう訓読された例はあるのだろうか。管見では未だそれを見出せないでいる。たとえば新編国歌大観の索引で当たつてみても、ウラノシマコの例は『万葉集』の新訓以外にはない。あるのはウラシマ、そしてウラシマノコか時代が下るとウラシマガコという例だけである。

また、「島子」は和歌では三件、和歌本文以外で十八件が検索できる。しかし、和歌の三件の一つは前述の『続日本後紀』の興福寺の僧侶の長歌であるから「浦島子」であり、もう一つは『歌枕名寄』であるが、これは『万葉集』卷第九の長歌を引くので、やはり「浦島子」である。最後の一つは、江戸後期の国学者加納諸平『柿園詠草』の中の六十賀を祝う長歌である。この歌のみが「亀の上の 蓬が島の 島子とし 栄えたれこそ」と「島子」を単独で詠んでいるが、時代から見て参考にはならない。さらに、和歌本文以外となると、十七件のうち、十六件が詞書か題詞には「浦島子」とあり、また単に「島子」とあるものでも、和歌ではウラシマノコと詠んでいる。よつて、やはりウラノシマコと詠む例は見つからないのである。

ところで、仮にウラノシマコという訓の存在を認め、それがウラシマノコに変わつていつたとしよう。その場合、新たに問題となるのは、なぜウラノシマコがウラシマノコに変わるのかということである。書承ならば誤写や訓読の間違いという錯誤の解釈も成り立とう。しかし、口承、それも祖先を語る氏族伝承であるならば成り立ちがたい。考えられるとしたら、口承ゆえの音位転倒（音位転換・メタセシス・metathesis）の可能性である。ツゴモリが

ツモゴリになり、アラタシがアタラシになるような例をここでも想定できようか。これは口頭・口承ゆえに起きる現象だが、この場合も懷疑的にならざるを得ない。仮りにもしこれが起きたとすれば、氏族伝承が継続されている在地ではそれはあり得ないだろうから、在地とは別の第三者を介在とした時のこととするの適当であろう。それなら聞き慣れない語の音位転倒はあり得る。だが、在地では口頭で継続している氏族伝承ゆえに、周知のこととして転倒は起こらない。起きたとしても即座に訂正されるべきものである。

『風土記』の編纂者は、在地の伝承を了解している。そして、同時にその在地の歌謡をも載録している。ゆえに基本的に『風土記』編纂以前の音位転倒の混乱があつたとは考えにくいのである。そして、既に『風土記』にウラシマノコという呼称がある以上、編纂以後に音位転倒によるウラノシマコからウラシマノコという訓が成立する可能性も考えられないだろう。

【四】

ウラシマノコとウラノシマコの対立を、新編全集の頭注では「以下の詠歌は物語伝承の古型ではなく、風土記編纂時の後補。人物呼称において本文中では一貫して「嶋子」であつたものが詠歌中では「うらしま」となつているのもこの後補に起因。」と説く。しかし、この説明によつても対立矛盾はなんら解消されない。

この矛盾に対する一つの解答が、近年中村啓信氏によつて提示された。氏の論は「ヤマトヘニ ニシフキアゲテ——ウラシマ説話をめぐつて——」と題するもので、『古事記』下巻仁徳天皇の記に見られる黒日壳の歌「夜麻

登弊迹尔斯布岐阿弓」を取り上げて、それに対する類歌である『風土記』付載歌について論究されたものである。その要点を摘記すると次のようになる。

従来、前者の歌謡を後者が転用したという説や、それ以前に別個の独立した歌謡「芸云謡」が存したという説があった。氏は、この歌謡を独立歌として認め『祚日本紀』所引『丹後国風土記』の浦島伝説の内容の検討をする。そして『日本書紀』雄略天皇二十二年七月の浦島子の記事に見られる「語在別巻」が『日本書紀』とは別の書物であり、その記事の冒頭に「丹波国」とあることから、『日本書紀』が丹波国資料として取り扱ったものを、『丹後国風土記』は、丹後国資料に組み替えを行つた後に提出したものとし、両者には内容の類似からも血縁関係があるとする。『風土記』の成立時に伊豫部馬養作「水江浦嶼子伝」が存在したが、『風土記』の作者はこれとは別の資料、日下部氏の伝承を主とする「丹波国状報告書」をもとにした。一方の『日本書紀』は、「別巻」と断つてあることからそれは国状報告書ではなく馬養作「水江浦嶼子伝」を指し、その「伝」は「丹波国状報告書」中の嶼子伝に吸収載録されたという。ただし、それは基本的に違うところがないというだけで同文ではないという。

こうした前提に立つて、氏は地の文と歌謡との整合性にも論究し、従来のその乖離を歌謡の後補とする考えに疑問を呈す。『風土記』で提示された在地の呼称「筒川嶼子」に対し、「水江浦嶼子」を「世間で行われている名前の呼称」の表記とする。確かに風土記の伝説叙述の地の文では「嶼子」と記されるが、氏はその地の文でも一箇所「水江浦嶼子」の記述が登場し、それは会話文中であると指摘する。これは「所謂水江浦嶼子」の意味の再確認ではあるが、従来に見られなかつた見解であり、卓見である。これによつてたとえば「島子」が頻出する『続浦島子伝記』にただ一箇所登場する「昔有水江浦島子者」という語の意味も理解できるのである。帰郷した「島子」に対

して老嫗は「古老口伝」の「伝来語曰」としてこう語るのである。地の文の「島子」に対して、伝承の「水江浦島子」が対立するのである。こうした視点から、氏はこの「嶼子」が歌謡の地の文にあることから歌謡の後補説には諾べなえないという。少なくとも五首うちの前三首は編纂時のものという。

この確認のもとで、氏は本稿が問題とするウラノシマコ「浦嶼子」の訓読にも言及する。まず「浦嶋子」について『日本書紀』古写本に本文の異同はないと確認し、平安時代中期の前田育徳会尊經閣文庫所蔵本、平安後期写本として宮内庁書陵部本には、傍訓はないがヲコト点が入っていて、それによれば「浦嶋（ノ）子」とつまりウラシマノコとなるという。これは本稿がこれまでに平安時代の和歌で確認してきたことに重なる。しかし、氏はこれに続け「『日本書紀』の注釈・訓説は成立の翌年、七二一年に初まる。「ウラシマノコ」の訓みが成立時の訓みを示すとする保証はないが、可能性はある。信頼度は高いとみてよい。」と述べて、付載歌謡の考察へと移っていく。訓説の確定には慎重でなければならないが、氏の示唆は、専門家の言として傾聴に値するものといえよう。

【五】

これまで「浦島子」と表記された語句の訓説を考えてきた。しかし、視点を替えてみよう。そもそも「浦島子」を訓説することは何を意味するのであろう。この訓説する、という発想は正しいのであろうか。たとえば『風土記』編纂はどういう行為なのか。歌謡の後補はどういう作業をいうのであろう。

いったい「浦島子」と表記される人物とは何者なのだろう。「浦島子」という表記は本来の人物の固有の呼称だつ

たのであろうか。漢字表記ではなくやまとことばではどう呼ばれていたのであろうか。もし、「浦島子」の伝承が在地にあつたとすれば、それは文字化されたものではなく、口承、すなわち、やまとことばで伝承されていたのではないか。つまり「浦島子」という表記は、やまとことばで語られたものの筆録文字化されたものであるはずである。「浦島子」とは、やまとことばの漢字表記に過ぎないのであり、そうであれば、訓讀という発想は誤つていなか、ということである。

はじめにある人物の呼称があつて、それを報告書に記載するためには、固有名詞を文字記録することになる。それには、やまとことばをいかに文字を使って表記するかという筆録者の発想と工夫が問われるであろうし、また、当時の筆録に対する規則と慣習があつたのであろう。そういう手続きを経て漢字化されたものが「浦島子」であるはずである。

そうであるならば、どう訓讀するかということを考えるよりは、むしろ何を文字化したのかを考えるべきであるということになる。これは同じような作業に見えて、本質的にはまったく異なることではある。こうした視点でもう一度、元に戻つて「浦島子」を整理し確認していこう。古代資料のそれぞれの漢字表記は次に示した通りである。

日本書紀	風土記	万葉集	続浦島子伝記	続日本後紀	本朝神仙伝
瑞江浦嶋子	水江浦嶋子	(水江浦嶋子)	水江浦嶋子	水乃江浦嶋子	浦島子
		水江之浦嶋兒			浦嶋子
		水江之浦嶋子			

まず、『日本書紀』に「瑞江」、『風土記』『万葉集』に「水江」とあるものは、どちらも同じやまとことばを表しているのであろう。だから「瑞」と「水」が同音でない以上^{*10}、これは字音表記ではなく、字訓のミヅと読むのであろう。^{*11} それならば、これはミヅエまたはミヅノエの漢字表記化と考えてよいであろう。一方、『日本書紀』の「浦嶋子」、『風土記』の「浦嶋子」、また『万葉集』に見られる「浦嶋兒」「浦嶋子」も同じやまとことばを表現していると考へると、「嶋（島）」「嶋」ともに字訓のシマを表し^{*12}、「子」「兒」ともにコを表していると考へてよいであろう。ゆえに、「浦」をウラと考へると^{*13}、ウラ、シマ、コというやまとことばの漢字表記と考えられる。これにノの字がどう介入するかは、このままではわからないので、取り敢えず「ウラ・シマ・コ」としておく。但し、『万葉集』の「水江之浦嶋子」から「ミヅエ」と「ウラ・シマ・コ」の間にノ字が入つてよいことがわかり、また『続浦嶋子伝記』からは「ミヅ」と「エ」の間にノが入つていた可能性を示唆する。つまり不完全ながらも「ミヅノエノウラ・シマ・コ」というやまとことばが浮かんでくるのである。

そうなると、ここでその人物呼称のやまとことばを知る手がかりとなるのは、「六朝風の四字句を基本とする漢文」^{*14} の表現ではなく、むしろ「歌曰」とあるやまとことばで表現された歌謡ではないか。その歌謡ができるだけ正確に記録し表現するために、ここでは一字一音の万葉仮名で表記されたと考へて、付載歌謡に改めて注意しなくてはならないのである。しかし、この歌謡を後に補われたものととらえる考え方がある以上、その歌謡を当時の呼称を知る手がかりとしては使うには注意を要することも確かである。

だが、もう一度考へてみよう。後補とは、どの時点を指すのか。既に引用したように新全集の頭注では、それを『風土記』編纂時としていた。また、歌謡と本文を分けて「詠歌は物語伝承の古型ではなく」と記すが、この「古

型」とは何を意味するのであろうか。現在の限られた資料から編纂時以前の古型が推定可能であろうか。というのも、説明の通り付載歌謡が編纂時の補足とするならば、風土記に採録するという記述編集することにおいては、両者は同時点であるはずである。それならば、逆に歌謡の万葉仮名が、この筆録時点の「水江浦嶼子」の訓となるやまとことばそのものを示しているのではないか、と思われる所以である。今日『風土記』が浦島伝説に関する最古の文献とされていることから、この歌謡は少なくとも最古の訓を示すものと考えられる。『風土記』の訓読を考える資料として最も尊重してよいのではないか。

ゆえに、この歌謡にある「美頭能睿能宇良志麻能古」という万葉仮名で表されたミヅノエノウラシマノコという呼称が、『風土記』編纂時点のやまとことばの呼称である。そして、加えていえば、この呼称こそ「後時人追加歌曰」とあるように当時の人々が實際口にした在地の人物の伝承の呼称であつたのであろう。

【まとめ】

これまでのことをもう一度まとめてみよう。

- ①『丹後國風土記』逸文付載の歌謡ではミヅノエノウラシマノコである。これは『風土記』編纂時の在地の人物呼称をそのまま記録したものである。
- ②ウラノシマコという呼称の例は見出せない。
- ③在地の口承でウラノシマコからウラシマノコに呼称が替わる可能性を考えがたい。

④中村説でも元からウラシマノコであった。

⑤年代のはつきりしている十世紀以降呼称は一貫してウラシマノコである。

以上から、「浦島子」は『風土記』編纂の奈良時代前期においてウラシマノコを漢字表記したものと考えてよいと思われる。

では、風土記や漢文伝の「島子」をどう訓読したらよいのだろう。今日ではこれをシマコとのみ訓じているが、それ以外の可能性はなかつたのか。成立当時の訓読の確証はないが、平安時代にはシマノコと詠んでいたようである。たとえば『実方集』に

おなじ女の、さうじをへだててものいふに、これあけ給へといへば、女さぬものをといふいらへに

しまのこはこころゆるさぬあまのとはあくれどあけぬものにぞ有りける

(3—67—118)

この新編国歌大觀第三卷所収の和歌の本文は宮内庁書陵部蔵(二)類本(一五〇・五六〇)で、「しまのこは」にママが施されているが、同じ書陵部蔵本で異本系統(五〇一・一八三)が第七巻に収録されているのでこれも次に示す。

おやにしらせで、ひとのむすめにものいひけるに、あけぬといひければ

しまのこにこころゆるさぬたまくしげあくれどあかぬものにぞありける

(7—20—17)

障子を隔ててことばを交わした女に障子を開けてくれるようにと頼んだことへの女からの返事である。「浦島の子に心を許さない海女の家の戸(異本・玉匣)は夜が明けても開けないのでございました」と、女は返したのである。また、『和泉式部集』でも

てばこおきたるやるとて、おなじ人に

あふことをいまはたのまぬ中なれどまだこそあけねしまのこがはこ

(3—733—618)

しだいに疎遠になりつつある間柄で「お会いできると今は期待してはいませんが、でもまだこの箱は開けていませんよ」という和歌を添えて箱を送ったのである。この二人の歌人にはともにウラシマノコという語でも和歌を詠んでいる。この二つの和歌の場合は、一読して浦島伝説が関わっていることがわかる。それゆえシマノコとは「島子」の訓としてではなく、単にウラシマノコを和歌の韻律に合うように略したものとも解することができる。しかし、前出のようにシマノコという語句は、歌語として夫木和歌集にも「島子」として題詞に採られている。そして『和歌童蒙抄』卷第六「玉匣」では和歌の出典として「浦嶋子傳」を出し、その文章を訓読して引く。本によつてその漢字の使用は異なるが、書写年代の古い前田家本で引けば「昔ウラシマノコトイフ人アリキ」で始まり、たとえば「カクテアリフルホトニシマノコフルサトコヒクナリヌ」と記している。ここでは漢文伝の「嶋子」をもシマノコと読み下しているのである。決してシマノコという呼称は不自然なものではなかつたのである。

このシマノコという呼称から、逆にいろいろな問題が浮かんでくる。「浦・島の子」という意味の区切れの設定は可能なのだろうか。そもそも「浦」なのか「浦島」なのか、地名なのか、氏なのか。「子」とは何を意味するのだろうか。名前の一部なのか愛称なのか。これらに対する明確な解答は今まだ用意できない。

これらに関連して『常世論』(谷川健一、1983)の中に次のような記述があり気になる。浦島子という呼称について「浦島子はもとは浦子あるいは島子のことである。『丹後国風土記』逸文が「筒川の島子」という表現をとつているのは、固有名詞でなくたんに筒川の村の人と解するのが妥当である。」(丹後の浦島伝説・一一五頁)と述べてい

るのである。これは沖縄でふつうシマといえば村のこと、ウラは海辺の集落で、浦と島は対語とみなされるという考え方が前提となっている。固有名詞でないとするとどう理解するのがよいのか。ウラシマノコとは何者なのかという訓読とやまとことば以前の問題が、新たにここに起きてくる。

注

* 1 この大系版『日本書紀』の頭注は、同じく大系版『風土記』頭注に「雄略紀・万葉集に見える呼称で、与謝半島の西北部、網野地方の伝承によるもの。水の江は竹野郡網野町の海浜地にある湖（浅茂湖・離湖）による地名としている。風土記の伝承（半島東部のもの）は嶼子と呼んで浦島とは言わない。」とあるのと同じく、半島の東部では「島子」と、西部では「浦島子」「浦島」という伝承の違いを述べているが、実際にはこれらが何に基づいたものかは不明。東部の伊根町宇良神社にも「浦嶋子之縁起」「浦嶋子口伝記」などの江戸期の写本が存し浦島太郎とその子「浦嶋子」について説き、また網野町にも「島児神社」があるので、現在こういった明確な差異を確認できない。しかし、東西の伝承について述べる植垣節也氏は『風土記逸文注釈』の「嶼子」の語釈では「伝承の語り手が移住した」と考え、「本来は別々の地に別々の話があり、それが合体したとみる」という考え方を提示して「一方に別の名の一青年を主人公とする浦島伝承があり、他の一方に水の江の浦の島子という名の青年の物語があればいい」と説く。

* 2 凡例では、原文・読み下し文・現代語訳は、蔵中進氏・毛利正守氏が作成、西宮一民氏が補訂して小島憲之氏が統括という。

* 3 山岸徳平氏解題。また『日本古典文学大辞典』第一巻（1983）第四巻（1984）では『浦島子伝』を「うらしまのこのでん」、『続浦島子伝記』を「ぞくほとうしどんき」と讀んでいる。ともに渡辺秀夫氏執筆。

* 4 凡例によれば、訓読文は西宮一民氏担当。

* 5 なお、新編全集では旧版全集の巻末付録「人名一覧」が、句点の違いはあるものの、同文のまま再録されているので、説明は二重になされることになる。

* 6 この他に平安時代の書物で「島子」とある例は『注好選』（ただし東寺觀智院本・第百二話では「鴻」と誤記）、『將門記』の注などに見られる。

* 7 新日本古典文学大系6『後撰和歌集』（片桐洋一校注・1990）の脚注では「水の江の」に対して「本来は地名であつただろうが、ここでは「浦島の子」にかかる枕詞。万葉集・卷九に「みづのえの 浦の島子が 鰐釣り 鯛釣り誇り」とあるように「水の江の浦」の「島子」だつたのが、「水の江の浦島の子」と続いてしまつたのである。」と説明してウラノシマコという『万葉集』の新たな訓との整合性をはかつていてる。

* 8 『日本古典文学大辞典』第五巻（1984）満晉の項では大宝年から天平二年（704～730）までの閲歴を記している（神野志隆光・五四九頁）。

* 9 『古事記年報』四三（2001）。

* 10 字音は『廣韻』では、瑞は「是偽切」（漢音スイ、吳音ズイ、韻目「寔」、去声「E」）、水は「式軌切」（漢音吳音スイ、韻目「紙」、上声「shū」）。共に『角川大字源』（1992）による。

* 11 * 12 「瑞」は『日本書紀』神代上に「瑞穗」の訓注で「弥図（ミツ）」とある。日本古典文学大系67・八三頁、頭注。「嶼」は『靈異記』上・二八話の訓釈で「嶼へ嶼也▽」とある（日本古典文学全集6・三八五頁）。狩谷桜斎『日本靈異記攷證』ではこれに対して「嶼原作レ鳴ニ今意改／説文新附ニ嶼ハ嶼也」とする（日本古典全集・狩谷桜斎全集第二・六〇頁）。

* 13 「浦」は『類聚名義抄』に「ウラ」とある。

* 14 『国史大辞典』第12巻（1991）風土記の項（植垣節也）。

付記

本稿は、北海道説話文学研究会・平成十年度大会（八月八日、於・札幌大学）において「『浦島子』訓読管見」と題して行つた研究発表の素稿をもとに、その後、中村啓信氏より頂戴した論考を踏まえ増補改稿し、川上徳明氏のお祝いの論文として成稿したものである。今改めて北海道説話文学研究会の会員諸氏と中村啓信氏に謝意を表す。